

II. 第三次・担い手3法等を踏まえた働き方改革や品質確保への取組について

○工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組みとして、各地方整備局では、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定し運用、受発注者双方の働き方改革を推進している。

○2024問題(時間外労働規制)に対し、各地方整備局においてスリム化ガイド等の策定により、書類の簡素化(スリム化)、作成書類の役割分担の明確化を図り、建設現場の省人化・省力化を推進していく。

各地方整備局のリーフレット等

北海道

工事書類簡素化のポイント

令和6年3月
北海道開発局

東北

工事関係書類簡素化のポイント

＜土木工事書類作成マニュアル(第2版)＞

令和6年3月
国土交通省 東北地方整備局

関東

土木工事電子書類スリム化ガイド (ver.3.0)

令和6年3月
関東地方整備局

中部

土木工事電子書類スリム化ガイド (中部Version)

～ 提出されがちな不要な書類リスト付き ～

令和6年3月
中部地方整備局

北陸

工事書類スリム化ガイド

～ 現場技術者の負担軽減のために ～

5つの要点

役割分担と責任
簡素化
削減と簡素化
ペーパーレス化
情報連携
業務の連携

令和6年2月
北陸地方整備局 企画部 技術管理課

中国

土木工事書類スリム化の手引き

～ 書類作成業務の効率化を目的としてアップデート ～

令和6年3月
中国地方整備局

近畿

土木工事書類作成スリム化ガイド

令和5年12月
近畿地方整備局

四国

工事関係書類の適正化指針

～ 作りやすい、読みやすい、伝わる書類の作成に向けて ～

令和6年3月
国土交通省 四国地方整備局

九州

土木工事書類省カ化ガイド (ver.2.0)

令和5年12月
九州地方整備局 企画部 技術管理課

沖縄

土木工事電子書類スリム化ガイド

令和6年3月
沖縄総合事務局

工事書類スリム化のポイント

○工事書類の原則電子化(ASP活用)

○受発注者間で作成書類の役割分担を明確化

○作成・添付不要な書類の明確化

○書類の二重作成・提出防止

○検査書類限定型工事の活用

○遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

Action1

～R5

“工事書類スリム化のポイント”を踏まえ、各地方整備局毎にリーフレット等を作成又は改定

Action2

R6～

作成したリーフレットを受発注者の隅々まで展開

・冊子化して各種会議・事務所で配布

・受発注者が互いに所持

みんなが知ってる！
持ってる！

5

工事書類スリム化ガイド・リーフレット等の展開・浸透

R6. 3月までに各地方整備局等で策定したスリム化ガイド等は、各種説明会・研修、説明キャラバン、業界団体との意見交換会での配布や動画配信など様々な方法により受発注者隔々までの展開・浸透を図っている。

各地方整備局等のスリム化ガイド展開・浸透の取組

説明会・研修・意見交換会

◆研修会・説明会等で展開

対象：**発注者**

(全事務所の副所長・発注担当者・監督職員・現場技術員・施工体制調査員など)

◆建設協会との意見交換会等で展開

対象：**受注者**(現場代理人・監理技術者)など

◆説明キャラバン(地方整備局が県ブロック毎に説明会を実施)

対象：**受発注者**・**自治体職員**(担当職員・支援業務受注者・建設業協会)



アンケート・意見照会を踏まえたスリム化ガイドの改訂、QAの作成

◆「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！(R6.3.28)



(参考：関東地整) https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_01236.pdf

◆「土木工事電子書類スリム化ガイド」に関するアンケート調査結果(R6.2.28)



(参考：関東地整) https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000877609.pdf

スリム化ガイドの冊子化・ポスター化



(ポスター参考：近畿地整)

動画配信

◆スリム化ガイド説明動画をYoutube配信



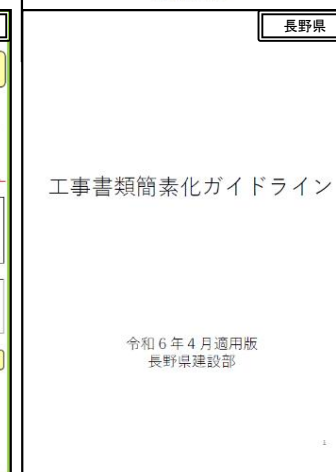
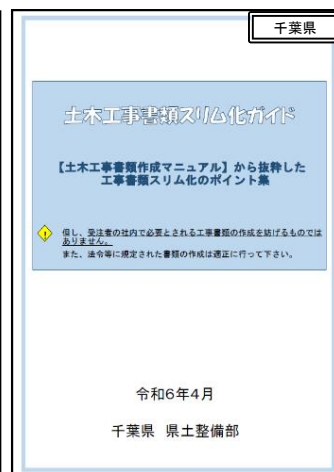
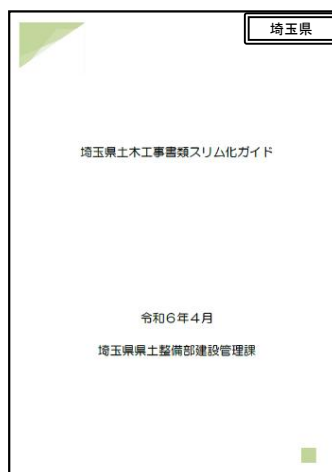
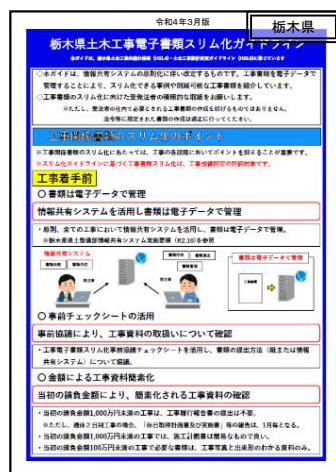
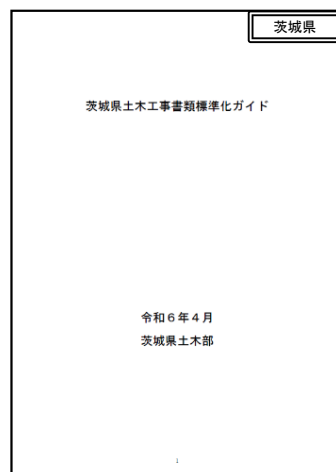
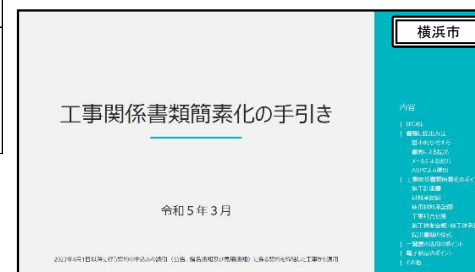
(参考：九州地整) <https://www.youtube.com/watch?v=fVQdwbcTFiY>

工事書類作成における受注者の負担軽減のためには、国・自治体で連携し取組を進めることが重要であることから、関東地整版スリム化ガイドの周知徹底に加え、管内各都県政令市においてもスリム化ガイドの策定を促し、受発注者双方の働き方改革の更なる推進に取り組むものとする。

※令和6年6月末時点の策定状況

都県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県
策定状況	○	○	今年度中に策定予定	○	○	○	検討中	策定中	○

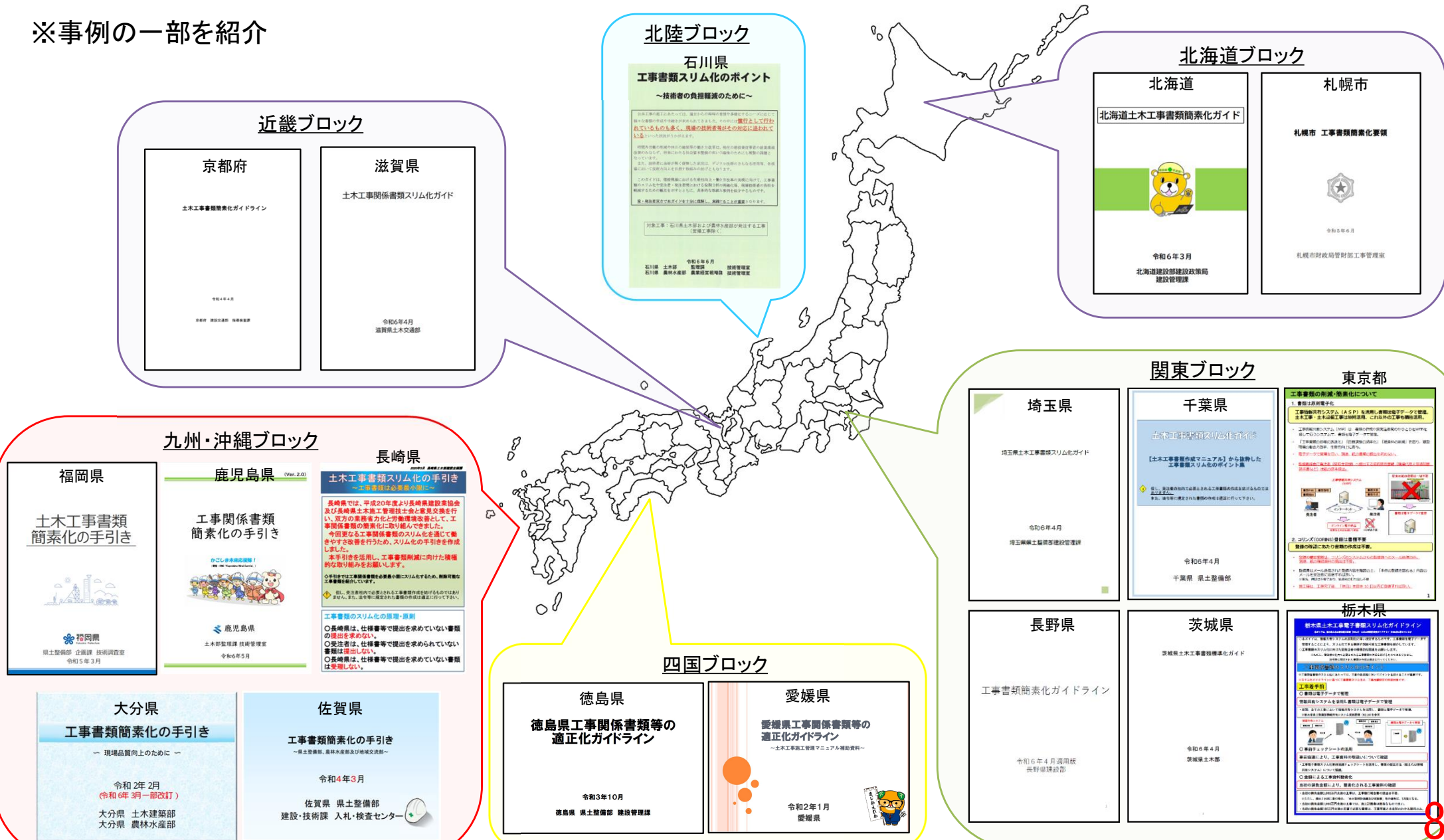
政令市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市
策定状況	今年度中に策定予定	○	○	検討中	今年度中に策定予定



(参考)【スリム化ガイド】自治体の取り組み事例

受発注者双方の働き方改革の更なる推進に向け、書類の簡素化(スリム化)、作成書類の役割分担の明確化などを盛り込んだスリム化ガイド等が全国の自治体においても策定されている。

※事例の一部を紹介



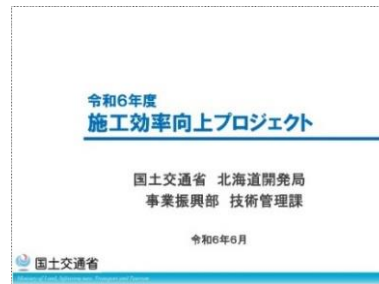
○北海道開発局では、北海道の建設業及び建設関連業について、労働環境の整備や技能労働者等の確保・育成に資する施策を推進するため、平成29年度より「北海道開発局建設業等の働き方改革推進本部」を設置し、年度毎に「北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針」を策定して取組を進めている。

▼週休2日の「質の向上」の拡大



■北海道内の行政機関及び建設業団体が連携し『年間を通じた土曜日の閉所』を目指し、官民一体となって働きやすく魅力ある建設業の実現に向けて取組を実施。各機関で活動啓発ポスターを掲載し、取組の周知と理解を深めるとともに、取組状況のフォローアップ調査を行う。

▼工事・業務における現場環境改善



令和6年度 施工効率向上プロジェクト ⑥業務環境改善より

【目的】

工事を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、ワンデーレスポンス・ASPを推進しているが、これに加え、計画的に工事を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努める。

勤務時間内	
月	依頼の期限に注意！
火	
水	15時以降の依頼に注意！
木	
金	15時以降の依頼に注意！
土	
日	
月	依頼の期限に注意！

■『施工効率向上プロジェクト』の取組の1つとして、全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けたウィークリースタンスの取組を実施。本プロジェクトを開発局HPに掲載し、受発注者双方で取組の周知徹底を図るとともに、取組状況のフォローアップ調査を行う。

▼受注業者の書類作成業務の負担軽減



【主なポイント】

- 工事書類の原則電子化（ASP活用）
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の実施
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

■「超勤縮減のためには、工事関係書類の簡素化が必要」との業界団体の声を受け、工事書類の簡素化方法や削減可能な工事書類の紹介、資料等作成者の役割分担を明確化等を盛り込んだ、『工事書類簡素化のポイント』を作成し、リーフレットを受発注者の隅々まで展開。

1. 目的

- 働き方改革、担い手の確保・育成のため、**就労環境の改善**が必要
- 現場作業以外の**工事書類の作成**は、受注者の大きな負担
- 令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用→**労働時間の削減**が重要

【道建設部】（H30～）

- 仕様書改定等で、継続的に書類の簡素化を実施
- 段階的に進めてきたため、**周知不足や不徹底**が見受けられている

（これまでの取組）

- 不要な様式・添付資料の廃止
（X-Rs-Rm管理図－コンクリート工の圧縮強度など 等）
- 任意様式への変更（創意工夫 等）
- 開発局様式との統一化（履行報告書、段階確認願 等）
- 押印の廃止（工事関係書類→125様式廃止（51%））
- 必要以上の書類は成績評定で評価しないよう評定項目を削除



2. 北海道土木工事書類簡素化ガイド

- 提出する書類の明確化**により、工事書類の作成を**最小限**にすることで、業務を効率化
- 「北海道土木工事書類簡素化ガイド」を策定（R6.3）
→書類簡素化のポイントを整理・周知

3. 適用時期

- 令和6年（2024年）4月1日以降の入札から適用**
※一部、共通仕様書を同時に改定

4. 対象工事

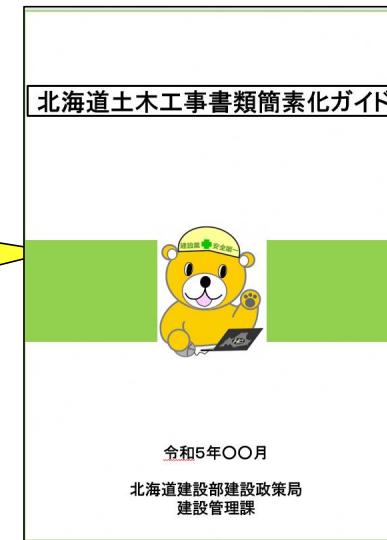
- 建設管理部が発注する工事
- 「北海道建設部土木工事共通仕様書」を適用する工事

5. 主な掲載内容

- 工事施工協議などの添付書類は簡素で、**必要最小限**
- 安全訓練・安全教育等の実施状況は提示のみ、**提出不要**
- 使用機械のカタログ**添付不要**
- 使用材料の品質規格証明書は、共通仕様書等で**求めているものだけ提出**（種子吹付、JIS以外のコンクリート 等）、その他は提示・保管 etc

北海道土木工事書類簡素化ガイド

**不要な書類を作らない、
作らせない！**



イラストを交え、直感的に伝わる内容

【掲載内容】

北海道土木工事書類簡素化ガイド

5. 施工計画書 ②追加・変更

- 変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い
- 施工計画に大きく影響しない場合は事前提出不要

- 変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要はない
- 項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要はない

（北海道建設部土木工事共通仕様書 抜粋）

1-1-1-6 施工計画書
3. ～数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、その都度の提出を省略できるものとし、後日の提出でよい。

- （軽微な変更）
- 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工などは施工協議簿で協議する

5. 施工計画書 ③添付書類

- 現場組織表に施工体系図の添付は不要
- 使用機械のカタログは提示のみで提出不要
- 主要資材は施工計画書に一覧表のみ添付



・ICT施工や新技術など、カタログ添付が効率的な場合は、添付してよい

北海道土木工事書類簡素化ガイド

24. 工事検査①

電子データにより提出された書類は電子データで実施

- 工事検査員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと



24. 工事検査②

不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- ◆必要以上の工事書類の作成例

→ 評価しない

～NGワード～

**こんな資料、あったらいいよね～！
こうした方が見やすいよね～！**

『検査員の発言も同様です。間違っている記載内容でなければ良いので、趣味嗜好で余計な作業をさせてはいけません！』



働き方改革/DX/i-Construction

取組状況

※数値はR6、9月末時点

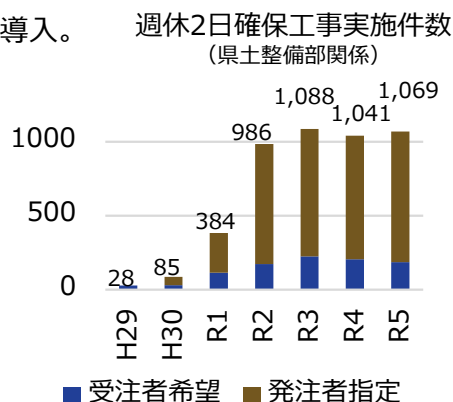
週休2日

月単位（4週8休）を導入します！

- R2より原則発注者指定型による発注。
- 現場閉所が難しい工事での週休2日確保に向けて、R6/1から交替制を導入。
- R6/10実施要領の改定により、月単位と通期による週休2日を導入。

【県の配慮事項】

- 4週8休以上の場合、土日閉所の完全週休2日となるようにする（達成時は成績評価1点加点）。
- 現場閉所日の設定に法則性を持たせる。
- 現場閉所日の振替は、当初の設定をなるべく維持する。



時間外労働の上限規制がスタート
週休2日確保の**量・質両面での向上**に取り組む！

情報共有システム

年間600件超！

- R6/10、業務の基準改定にて、原則全ての業務を対象。
- 実績のなかった業務委託での取組を後押し。

その他取組

職員もDX始めます！

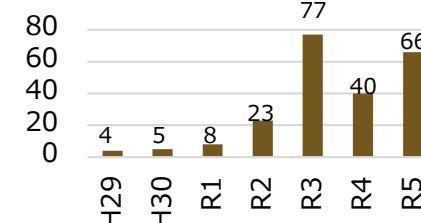
- 職員によるUAV操作・3次元点群データ作成の講習会を実施中。
- 併せて、3次元データ格納プラットフォームを構築、R6～運用。
(スマートAomoriコンストラクション推進事業)

ICT

実施件数拡大に向けて要領を改定！

- R6/10の実施要領改定で、構造物工（橋梁上部）、構造物工（橋脚・橋台）、コンクリート堰堤工を追加し全15工種。
- 発注者指定型の対象をさらに拡大します。
【土工】5,000㎡→3,000㎡以上に拡大
【舗装工】3,000㎡以上（新規）
- ICT活用工事のインセンティブを拡大
総合評価（簡易Ⅰ型）でのICT活用提案による加点を簡易Ⅱ型にも拡大

ICT活用工事実施件数
(県土整備部関係)



BIM/CIM

全工事・業務で実施可能に。
引き続き積極的活用を。

- R5/10に実施要領を策定し、原則全ての工事・業務を発注者指定型または受注者希望型の対象となる。
- 実施方法と適用する基準類を示すことで、品質確保と更なる効果の拡大を目指す。



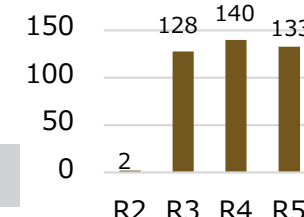
橋梁補修設計でのモデル作成例

遠隔臨場

試行要領を改定し全工事が対象に！

- R5/6から働き方改革支援のため、受注者希望型を廃止し、全工事を対象として実施。
- 実施費用は国と同様に臨場との差額を計上。
- R6/1からは業務委託でも遠隔臨場が可能に。

遠隔臨場実施件数
(県土整備部関係)



受発注者双方の労働時間削減に期待！

担当：整備企画課 技術管理グループ 017-734-9645（直通）

1 建設企業へのバックオフィス業務の効率化（D X）に対する支援

【事業目的】

建設業者の従業員の高齢化や担い手不足が深刻な状況であり、建設現場（フロントオフィス）のみならず事務管理業務（バックオフィス）における生産性の向上が求められていることから、バックオフィスの効率化を図るためデジタル技術等を導入する建設企業に対し、要する経費の一部を補助するもの。

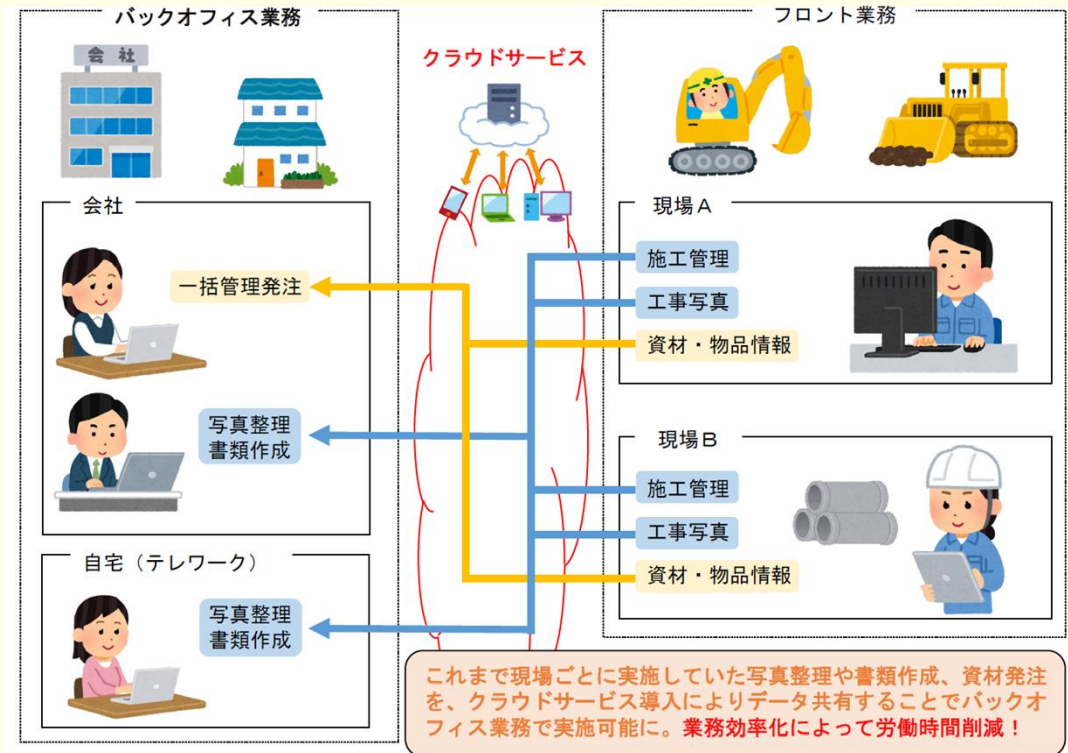
【補助対象事業】

バックオフィスD Xの取組のためのシステム導入の初期費用、システム開発費、使用料（初年度）※

※R 6 新規：システム等のリースに要する
使用料（初年度）も対象に追加

【補助上限額】

当該経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限



2 建設企業への生産性向上に資する機器の導入（D X）に対する支援

【事業目的】

現場の生産性の向上を図るため、ICT機器等を導入する企業に対して、必要経費（ICT活用工事の実績件数の増加や建設現場における効率化や安全性の向上に資する機器の導入経費）の一部を補助。

【補助対象事業・補助上限額】

- ① 既存の建機へI C T機器を搭載 〔補助上限額〕 2,000千円（1/2以内）
- ② 3 D測量機器導入経費 〔補助上限額〕 @1,500千円（1/2以内）
- ③ 3次元設計ソフトウェア導入経費 〔補助上限額〕 @1,500千円（1/2以内）※
- ④ 生産性向上に資する機器等 〔補助上限額〕 @300千円（1/2以内）

※R 6 新規：ソフトウェア等のリースに要する使用料（初年度）も対象に追加

令和6年度の補助実績

導入機器	採択件数 (件)
マシンガイダンスシステム	2
自動追尾型トータルステーション	1
3次元設計ソフトウェア	2
UAV（ドローン）	2
合計	7

建設業の2024年問題を踏まえた公共工事の働き方改革の取組について

明日につなぐ×ミヤギ県土木
宮城県土木部

1 令和6年度みやぎ版週休2日推進施策パッケージ

①週休2日工事の標準化

- 原則すべての工事を週休2日工事として発注(R6.4~)
- 閉所型に加え、交替制の導入(R6.4~)
- 「月単位の週休2日」の導入(R6.11~)

②共通仕様書への明示

- 「週休2日の確保」と併せ、交替制に関する内容を共通仕様書へ記載(R6.10~)

③週休2日達成工事に対する優遇処置(継続)

- 総合評価落札方式における加点措置の継続

④適正な工期の確保

- 工期設定支援システムの原則活用(拡大)
- 債務負担行為の活用(継続)

⑤国・市町村等と連携した一斉閉所の取組促進 時間外労働の削減に向けた意識啓発(継続) →週休2日制普及促進DAY(毎週土曜閉所)



▲普及啓発ポスター(R6)

2 ワンデーレスポンスの徹底

- 受発注者間のコミュニケーションを円滑にし、生産性の向上を図るため、ワンデーレスポンスに関する条文を共通仕様書に追加(R6.10~)

3 工事書類の削減と簡素化・標準化

- 書類限定検査のモデル工事の実施に向けて試行要領や検査要領の策定を進めている
- 受注者の工事書類作成の簡素化を図るため、「工事書類簡素化ガイドブック」を作成・周知
- 工事情報共有システム(ASP)の活用によりペーパーレス化を促進
- 国・県・市町村で異なる様式の統一化を図る、工事書類標準化の実施

4 遠隔臨場の活用における標準化

○遠隔臨場の標準化(R6.10~)

- 特記仕様書から共通仕様書に移行し、建設現場における遠隔臨場を標準化

○中間・完成検査への試行活用

- (業務(ボーリング調査))R4年度より、試行的に実施



▲遠隔臨場実施状況

5 市町村での取組促進に向けた支援

- 県発注者協議会や同研修会で、国と連携し、時間外労働の削減に向けた国や県の取組を市町村へ説明し、実施について要請

- 県の各土木事務所に配置している市町村サポート担当から情報を共有

技術管理関係ポータルサイト (J-Link)

各種通知	標準仕様
・事業費超過率の通知 ・他県・他市町村関係機関との連携体制強化 ・安全確保二級	・標準仕様書の改定について ・他県・他市町村関係機関との連携体制強化
安全管理	各種会議
・安全確保二級	・建設業協会 ・建設業協会 ・建設業協会
災害復旧関係	設計検査関係
・災害復旧	・設計検査関係 ・設計検査関係 ・設計検査関係

- 県の時間外労働時間削減の要領や取組等について市町村が閲覧できるサイトを整備(J-Link)

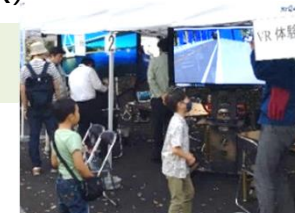
▲J-Link トップページ

6 建設産業の担い手確保に向けた広報

- 建設産業の魅力を発信する「みやぎ建設ふれあいまつり」を開催(R6.11.3予定)(R5:6,000人参加)

- 高校生の建設産業への入職促進を図る「みやぎ建設産業架け橋サロン」を総合学科高校でも実施(R5~)R5:6校7学科で実施R6:7校8学科(調整中)

- 建設産業の魅力を若年層全体に幅広く伝える「PR動画」の製作・公開(R4~)



▲R5ふれあいまつり
子ども達がVR体験



▲建設業入職促進
支援・啓発動画
(R5/県HPへアップ)

週休2日工事の定着と更なる展開

週休2日の定着、完全・月単位週休2日への展開

- 秋田県及び県内市町村の96%(24/25)において、発注者指定方式の週休2日制を原則化(令和6年10月時点)
- 県では令和6年10月以降の発注工事で月単位の週休2日制適用を原則化(農林水産省所管の一部工事を除く)
- 各省庁・局により週休2日への対応が異なることから、受発注者(市町村含む)向けの説明会を合同で実施
- 完全週休2日は、達成状況によるインセンティブ付与を平成29年度より実施しており、令和5年度は321件の実績
- 市町村における週休2日制の定着と更なる展開に向け、引き続き発注者協議会等のあらゆる機会を活用し働きかけ

業界団体との連携による「統一土的土曜閉所」を毎週実施

- 国・県・協会の連名によるプレス、ポスター配布

「統一土的土曜閉所」周知ポスター



その他の取組

- 早期の債務負担行為や繰越明許費の設定、余裕期間制度の活用による工事の平準化
- 工期設定にあたり、猛暑日を考慮した不稼働率を設定

書類簡素化や建設DX推進の取組

書類簡素化に係る取組

- 工事書類の標準化取組として、一部を除き国様式での提出を可としているほか、全市町村で県の共通仕様書を準用しているため、県と同一の様式を使用
- 「適切な工事監督・検査の合理化検討WG」を平成30年度に実施し、共通仕様書を一部改定(提出書類簡素化)

情報共有システム(ASP)の利用

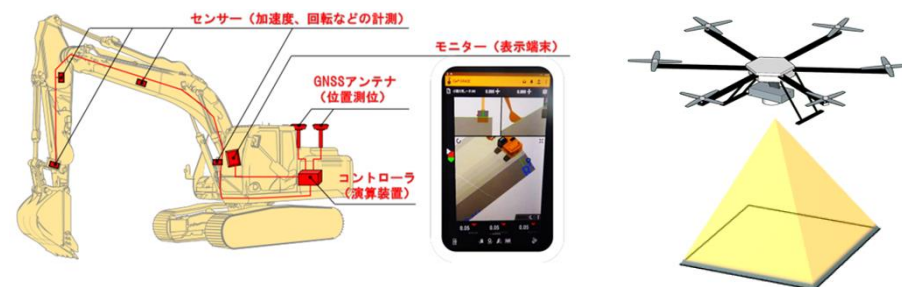
- 県及び全市町村で実施可能(12月予定含む)
- 県では全ての工事で利用を原則化しており、市町村における利用に向け、発注者協議会等のあらゆる機会を活用し働きかけ

遠隔臨場の実施

- 県及び全市町村で実施可能(12月予定含む)
- 県では一定規模以上で原則実施しており、市町村における実施に向け、発注者協議会等を活用し働きかけ

建設DX加速化の取組

- ICT建機や測量用UAV・省人型TS等、建設現場における生産性向上を目的とした機器導入支援を実施(R4～)



■ 週休2日工事（発注者指定）

山形県

➤ 令和5年7月1日から実施済

- ・月単位の週休2日を令和6年10月1日から導入
- ・緊急を要する工事等を除き、**発注者指定を原則**

市町村

➤ 全市町村で対応済み

- ・実施率の拡大に向け、発注者協議会や各種説明会で継続して説明していく。

■ ウィークリースタンスの推進

山形県

➤ 令和2年4月1日から実施済

市町村

➤ 全市町村で対応済み

- ・実施率の拡大に向け、発注者協議会や各種説明会で継続して説明していく。

■ ASP、遠隔臨場

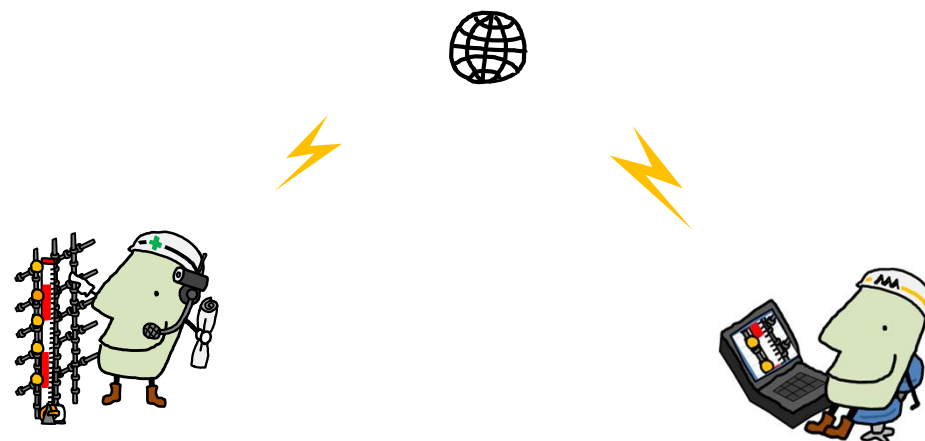
山形県

➤ 令和6年4月に共通仕様書へ記載

市町村

➤ 全市町村で対応済み

- ・ASPの利用拡大のため、県内4地域において**説明会を開催**
- ・実施率の拡大に向け、発注者協議会や各種説明会で継続して説明していく。



1. 県発注工事

○週休2日工事

- 令和6年1月から災害復旧を除く全ての工事を対象に発注者指定型で発注。
- 4月からは交替制を導入し、完全週休2日の試行にも取り組んでいる(30件)。
- 令和6年12月に予定している基準改定では、月単位及び災害復旧工事を対象とする。

○建設DX

- 情報共有システム・遠隔臨場については、令和6年9月15日付けの共通仕様書改定で原則適用することを記載し、市町村を含む県全体で取り組むこととした。

共通仕様書

土木工事編 I

(土木工事共通仕様書)

令和5年10月1日

令和6年9月15日一部改定

11. 遠隔臨場 ○

受注者は、原則として「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に基づき、遠隔臨場を実施すること。
ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りではない。

9. 工事情報共有化(工事情報共有システム(ASP)) ○

受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。
また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。
なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。

2. 市町村発注工事

○週休2日工事

<これまでの状況等>

- 令和6年6月までに(59市町村のうち)32市町村(54%)が、全ての工事を対象に発注者指定型を導入済。
- 未導入の市町村においては、導入の必要性については概ね理解を示しているものの、未導入の主な理由としては、工事費増加となるため財政負担が伴う、地元建設業界の十分な理解が得られないなどである。
- 土木部幹部が直接、市町村長を訪問し、建設業の担い手不足の現状、発注者における休日確保の法的責務、県内の導入状等を説明し、前倒しの導入を要請中である。

[土木部長]: 令和7年度導入予定の市町村長 [各建設事務所長]: 令和6年11月以降導入予定の市町村長

- 県内市町村の週休2日確保工事の導入状況が地元新聞紙に掲載され(8/31)、以下のように報道された。
 - 県内の導入状況は54%、他県は90%前後で東北最下位
 - 建設業協会が工事発注量が多い7市に早期導入等を要望

<今後の達成見込み>

- [7月から9月までに導入]: 16市町村(合計48市町村 81% ※残り11)
- [10月に導入]: 5市町村(合計53市町村 90% ※残り6) → 年度内に全市町村導入予定
- ※ 導入市町村から実施要領等を収集し、導入状況を確認する。

●上記の他、東北地方整備局建設部長のご協力のもと、「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会(事務局:福島労働局)」として、民間工事の適正工期確保等を商工団体に要請している。(2024.10.17実施)

【札幌市】時間外労働上限規制適用後の独自の取組

1. 完全週休2日の推進に向けて

○週休2日工事への取組(H30～R6)

- ・H30に「週休2日施行工事要領(土木工事)」を策定し、試行工事を開始
- ・R3に「週休2日施行工事要領(土木工事)」を一部改正し、当初予定価格から4週8休以上を前提とした経費補正を行う(受注者希望型は継続)
- ・R5.10月に「週休2日工事要領(土木工事)」へと改定(試行を削除)し、「受注者希望型」から「**発注者指定型**」へ変更
- ・社会的要請や時間的制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事において、「週休2日交代制」を導入
- ・明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、工事成績評価において減点評価(−1.0点)

○より質の高い週休2日工事へ(R6.11月～)

- ・R6.11月より、当初予定価格から**月単位での4週8休**を前提とした経費補正
- ・週休2日工事において**完全週休2日(土日)を達成した場合**及び、週休2日交代制において技能者などの全員の月単位の週休2日を達成した場合に、**工事成績評価(創意工夫)**で加点を行う。

○週休2日PRポスターの作成・活用

「市民向け」

「建設業者向け」



・R6.9月に「市民向け」「建設業者向け」の2種類のPRポスターを作成しており、地下鉄掲示板や各種イベント、現場での掲示を行い、幅広い対象に向けて建設業の週休2日制について周知や理解を深めていく。

2. 遠隔臨場(ウェアラブルカメラ等)の活用

- ・R3から**すべての工事**を発注者指定型または受注者希望型として発注。
- ・発注者指定型は費用の全額を設計変更、受注者希望型は受注者の負担。
- ・土木部所管工事においては、**工事成績評価において加点評価(+0.4点)**。
- ・R6より、土木部にタブレットを配備し、受注者が発注者用の通信機器を準備しなくても済むよう取組を強化

3. 工事書類の簡素化

「時間外労働の短縮」に向け、業界団体からも要望が多い工事書類の簡素化について、国交省において作成が進んでいる「**土木工事電子化書類スリム化ガイド**」などを参考に、**札幌市版**を作成予定

- ・受発注者間で作成書類の役割分担の明確化
- ・工事書類の電子化を基本
- ・**不要な提出書類の明示**

など

○工事書類最適化の取組

- ・全ての工事を対象として工事書類の最適化を図ることとし、「工事書類最適化ガイドブック(※)」を作成。

(※)工事書類最適化ガイドブック

- ・工事書類の中で大きな手間と時間を要する工事写真の取扱について重点的に整理するとともに、主な提出不要工事書類を例示し、受発注者の就労環境改善のため、双方が工事期間中に心掛けるべきことを示した。
- ・令和3年度から工事書類について、提出要否や提出方法を受発注者及び検査員が事前に協議することとした。また、工事情報共有システムを用いた書類のやり取りを採用できるよう改正している。



工事書類最適化ガイドブック

○週休2日確保のための取組

- ・週休2日モデル工事の実施

⇒ 令和5年度発注工事から原則全ての工事を対象

令和6年度は月単位の週休2日補正係数等、新制度を適用予定

- ・週休2日制普及促進DAY

⇒ 令和5年度より毎週土曜日の閉所を依頼



仙台市ホームページより

○ウィークリースタンスの取組

- ・令和3年度から全ての工事、工事に関連して行う設計、測量、地質調査等の業務委託に対象を拡大。(災害復旧関連業務等の例外あり)

○遠隔臨場関連の取組

- ・原則として全ての工事を対象とし、受注者が希望する工事に適用。
- ・発注担当課の環境整備(タブレット端末の配布)。
- ・制度周知を図るべく庁内向けの研修を実施。